

この文書は、松山市立小学校及び松山市教育委員会事務局により作成された報告書の概要版である。

## 1 事案の概要

令和6年3月初旬に、関係児童Aが対象児童に対し、「トレーディングカード（以下「カード」という。）をくれると言ったのに、何故くれないのか。」などと迫り、その後「箱（1箱は5,500円）で欲しい。」などと繰り返し迫った。また、複数回「詐欺師」と呼んだ。関係児童Bもその場にいたが、関係児童A側の立場におり、同人を注意したり対象児童を擁護したりしなかった。

そのため対象児童は「カード3箱分なら3万円を渡せば、悪口を言われなくなる」と考え、令和6年3月中旬頃、家庭から7万円を持ち出し、関係児童2名に対して3万円ずつ手渡しした。その後も関係児童Aから対象児童に対し、金銭の要求や、「殴るぞ。」と脅すなどの言動があり、関係児童Bはその場にいたが何の行動も起こさなかった。

令和6年4月26日（金）の朝、登校した対象児童が教室に入れず、靴箱周辺に留まっているのを養護教諭が発見し、本人への聞き取りを行ったことで本事案が発覚した。

令和6年5月に、学校の対応に不信感をもった保護者が松山市教育委員会に相談し、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第1号 生命心身財産重大事態）として認定し、対応した。

## 2 重大事態の調査について

対象児童保護者は第三者委員会の調査を希望したものの、松山市は第三者委員会を設置していなかったことから、調査主体を当該学校のいじめ防止対策委員会とした。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、学級担任、養護教諭である。調査については、令和6年5月から開始し、過去の学校生活アンケートの確認、該当学年全員に対するアンケートの実施、対象児童や関係児童への聞き取りを実施した。調査に関して、松山市教育委員会が当該学校に適宜、指導・助言を行った。

## 3 当該事案の事実経過から認定しうる事実

聞き取りやアンケート調査の結果、令和6年3月初旬頃から、関係児童Aが対象児童に対して金銭を要求し、その場に同席していた関係児童Bとともに、令和6年3月中旬頃に金銭（各3万円）を受け取っていたことが判明した。

また、その後も複数回、関係児童Aが対象児童に金銭を要求しており、持ってこなかった対象児童のことを「詐欺師」と呼んだり、更に高額の25万円を要求して、「持ってこなければ、殴るぞ。」と脅したりするなど、精神的に苦しめていたことが判明した。関係児童Bはその場に常々同席しており、自ら積極的にカードや金銭の要求はしていないものの、関係児童Aを制止することも対象児童を擁護することも、また教職員に相談することもせず、関係児童Aの金銭要求に乗じて自らも同時期に3万円を受け取った。

#### 4 学校及び学校の設置者の対応の課題等について

##### (1) 学校の対応の課題等について

- 学校は、当該学校のいじめ防止基本方針に基づき、事案発覚後、直ちに対象児童及び関係児童2名に事実を確認した上、改善のための指導を行ったものの、事実確認の際に、対象児童と関係児童を同席させるといった配慮に欠ける対応があった。
- 法第28条第1項第1号では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」をいじめの重大事態と定義している。また、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省。以下「ガイドライン」という。）の別紙に、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った、金品等に重大な被害を被った場合として「複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した」事例が記載されている。しかし、本事案について、学校は、対象児童の異変に気付いた養護教諭が速やかに組織へ報告し、即時関係者から聞き取りを実施したものの、重大事態であるとの認識を持つに至らないまま、その後の対応を行った。
- 法第23条第6項では、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、（以下略）」とあるが、学校はそのことを失念しており、法令遵守ができていなかった。
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定 文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）では、『保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる』こととされているが、本事案については、その後の対象児童保護者からの相談に対し、「重大事態として報告・調査等を行う」認識が十分ではなかった。
- 保護者に対する連絡と説明が十分になされていたとは言えず、保護者を安心させることができていなかった。例えば、事案発生の翌日、報復を心配した対象児童保護者が登校に同伴したが、職員が校門に立っていることなく職員室で談笑していたとの指摘を受けるなどの点が挙げられる。

##### (2) 学校の設置者の対応の課題等について

- 事案発覚後、学校が対象児童及び関係児童2名に事情を確認し、関係児童2名に対して改善のための指導を行い、保護者連絡と保護者間の謝罪・被害弁済まで終了していることを確認したが、その時点では、重大事態として対応するとの判断には至っていなかった。
- 学校が重大事態として対応してくれないとの対象児童保護者からの相談を受け、松山市教育委員会の学校教育課内で協議した上で、重大事態として対応するとの判断を学校に伝え、対応を開始した。

##### (3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

- 学校は、法、基本方針、自校のいじめ防止基本方針に基づき、対象児童及び関係児童2名に事情を確認し、関係児童2名に対して改善のための指導を行ったが、対象児童保護者からの相談があったものの、学校の設置者からの指摘があるまで、重大事態として対応するとの認識が足りなかったと考える。そのため、重大事態についての正しい認識と対応の啓発に向けて、対策を講じる必要がある。
- 学校の設置者は、学校に対して、重大事態が発生した際には直ちに報告させるとともに、いじめに対する迅速な対応を指示する必要がある。

## 5 当該事案への再発防止策について

### 【学校の設置者がとった措置】

今回の件を踏まえ、重大事態の取り扱いについて、市内教職員へ周知徹底する必要があるため、校長研修会（令和6年8月26日実施）で学校教育課長が市内小中学校長に対して、改めてガイドラインに基づいて対応するように指導した。また、生徒指導主事研修会で学校教育課指導主事が市内小中学校の生徒指導主事に対して、いじめの重大事態発生時の初期対応の大切さについて啓発し、校内研修の実施を指示した。

### 【学校がとる措置】

- (1) 職員会で月に1回、学校全体として、児童の情報交換を行う。
- (2) 各学期に集会等でいじめ0を目指す活動を取り入れる。
- (3) 複数の教職員で学級の様子を見取り、児童の変化に気づきやすくする。
- (4) 関係機関との連絡を密にし、多くの機関と連携して児童の支援に当たる。
- (5) 人権参観日等で、保護者に対していじめの重大事態に対する説明を行う。
- (6) 保護者に対していじめに関する相談窓口の周知を行う。
- (7) 児童の気持ちに寄り添った声掛けや支援を行い、相談しやすい雰囲気作りを行う。
- (8) 保護者との連絡を密に行い、情報共有を行う。
- (9) 定期的にいじめ対策等の支援先チラシを児童や保護者に配付する。

## 6 本事案の公表について

学校の設置者が本事案の調査結果等を対象児童保護者に説明した際、公表内容及び方法について、調査報告書の概要版を松山市ホームページで公表するという方向性を示し、詳細については後日、学校を通じて対象児童保護者に連絡することとしていた。その後、学校の設置者から学校に対し、先般示した概要版をホームページに掲載する旨を伝達したものの、対象児童保護者に伝達されず、対象児童保護者は自ら学校に問い合わせるまで、公表されていることを知らなかった。この点に関し、対象児童保護者から、再度の話合いの場がもたれたわけでもなく、掲載してほしくない内容を掲載され精神的苦痛を受けたとの指摘があり、ホームページ上で公開されていた調査報告書の概要版は一旦、公開を停止した。そして、内容について再度協議した上で、今回の公表に至ったものである。